

令和5年10月から制度がスタートします

消費税

全ての事業者が対象となる

インボイス制度セミナー

「インボイス制度」の登録が令和3年10月から始まりました。
対応の準備はできていますか？



会員・非会員
受講料
無料

● インボイス制度って何？

● どんな影響があるの？

● 手続きは必要なの？

● 免税事業者でも関係ある？

● 詳細は裏面をご覧ください

日時 令和4年 9月15日 (木)
(午前) 10:00~11:30
(午後) 13:30~15:00

会場 佐野商工会議所3階 大会議室

講師 佐野税務署 担当職員

定員 先着 各20名

参加 佐野商工会議所会員・非会員問わずご参加いただけます

講座内容

- ▶ インボイス制度の概要について
- ▶ 適格請求書発行事業者の登録方法 (書き方について)

セミナー開催にあたっては、新型コロナウイルス感染防止策を講じて実施致します

消費税 インボイス制度セミナー受講申込書

申込書に必要事項をご記入のうえ、直接ご持参いただくか、TELまたはFAXでお申込みください。

佐野商工会議所 TEL 0283-22-5511 FAX 0283-22-5517

事業所名	希望回	※受講希望の回に○をつけてください (午前) 10:00~11:30 (午後) 13:30~15:00	
氏名	TEL		
	FAX		

※ご記入いただきました個人情報は慎重に取り扱い、本セミナーの各種連絡・各種受講者名簿作成のために利用致します。

お問合せ／佐野商工会議所 TEL 0283-22-5511 FAX 0283-22-5517

～地域とともに、会員とともに、活力ある未来を創る 佐野商工会議所～

主催／佐野商工会議所

〒327-0027 佐野市大和町2687-1



共催／(公社)佐野法人会

後援／佐野税務署管内 青色申告会連合会

佐野小売酒販組合／佐野市農業青色申告会



● インボイス制度って何？

インボイスとは売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

売手側

売手である登録事業者は、買手である取引相手から求められたときは、適格請求書（インボイス）を交付しなければなりません。交付した適格請求書（インボイス）の写しを保存しておく必要があります。

買手側

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。

● どんな影響があるの？

課税事業者が、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、消費税の計算において仕入税額控除ができなくなります。

● 手続きは必要なの？

税務署への適格請求書発行事業者の登録申請手続きが必要です。免税事業者も課税事業者も、登録を受けなければ適格請求書（インボイス）を交付できません。なお、登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

● 免税事業者でも関係ある？

免税事業者においては、取引先の課税事業者からインボイスの発行を依頼され、取引先の課税仕入のために、適格請求書発行事業者の登録申請手続きが必要です。登録を行うと課税事業者となります。

インボイス発行事業者の登録申請を検討するためのフローチャート

企業や課税事業者との取引がありますか？

はい

いいえ

取引先から適格請求書（インボイス）の発行を求められますか？

（例：商品・製品の販売、飲食物・サービスの提供、建設関連の請負工事など）

インボイスの対応は必要ありません

はい

インボイスの対応が必要です

しかし、一般のお客様だと思っていても経費で落とされているかもしれません。

（例：菓子・果物・酒の贈答品、会社の飲み会、飲食店の方の食材購入など）
また、免税事業者の取引先がインボイスに対応された場合も、ご検討いただいた方が良いでしょう。